

I 総説

A 開設科目および卒業要件単位数

1 開設科目

授業科目は、基礎科目、専門科目、自由設計科目、および教職関連科目の4つの分野から構成されている。

2 卒業要件単位数

卒業に必要な単位数は**124単位**であり、基礎科目、専門科目、および自由設計科目の3分野から第1表に示す規定の単位数を修得しなければならない。

3 履修上の注意

履修に当たっては、後述の履修単位制限および2年次から3年次への進級基準に十分注意すること。

第1表 経営学科 開設科目および卒業要件単位数

分野	区 分		規定単位数	
基礎科目	語学	英語	8	
		第二外国語	6	
	初年次教育科目	ビジネス概論Ⅰ・Ⅱ	8	
		データ分析Ⅰ・Ⅱ		
専門科目	ゼミナール		12	
	専門基礎科目		8	
	専門選択科目		44	
自由設計科目	専門関連科目	経済学関連科目	20	
		法学関連科目		
	教養科目	経済学部開設・教養科目		18
		全学共通教育科目	リテラシー科目群	
			教養科目群	
			キャリアデザイン科目群(注3)	
			国際交流科目群(注4)	
	データサイエンス科目群(注5)			
他学部開設科目(注6)				
スポーツ・ウェルネス教育科目(注7)				
教職関連科目(注8)			—	
合 計			124	

(注1)

(注2)

【第1表の注意事項】

- (注1) 専門基礎科目の規定単位数を超えて修得した単位は、教養科目の必要単位数に充当することができる。
- (注2) 専門選択科目の規定単位数を超えて修得した単位は、専門関連科目の必要単位数に充当することができる。
- (注3) キャリアデザイン科目群のうち「キャリア形成Ⅰ～Ⅳ」から2単位、「プロジェクト演習」もしくは「成城インターンシップ」から2単位のみ卒業要件単位として認められる。その他のキャリアデザイン科目の修得単位は、卒業要件単位としては認められず、余剰単位の取扱いとなる。
- (注4) 国際交流科目群のうち、「留学対策科目」と「留学準備演習」は卒業要件単位に算入することができない。
- (注5) 【2017・2018年度入学者】データサイエンス科目群のうち、「データサイエンス応用」、「データサイエンス・スキルアップ・プログラム」および「データサイエンス・アドバンスド・プログラム」は、卒業要件単位に算入することができない。
- (注6) 他学部開設科目は、8単位まで卒業要件単位として認められる。8単位を超えて修得した分は、余剰単位の扱いとなる。
- (注7) スポーツ・ウェルネス教育科目は、4単位まで卒業要件単位として認められる。4単位を超えて修得した分は、余剰単位の取扱いとなる。
- (注8) 教職関連科目の修得単位は卒業要件単位としては認められず、余剰単位の取扱いとなる。

B

履修単位制限

1 履修単位制限

この制度は、履修登録に当たって、安易な登録による科目履修の途中放棄の防止と学問上の興味や知的関心、時間的制約などを十分考慮した上での授業科目選択を促すために設けられたものである。

2 履修科目登録上限単位数

第2表 履修科目登録上限単位数

1 年	2 年	3 年	4 年
48	48	48	48

※1年次は、後期に英語（2単位）を履修するため、教務部で事前にダミーの科目を2単位分履修登録してある。

【第2表の注意事項】

以下に挙げる科目は、履修科目登録上限単位数を超えて履修することが認められる場合がある。詳細については各課程・科目群の項を参照すること。

- ・ 教職関連科目
- ・ 教職課程における「教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等」【2019年度入学者】
- ・ 教職課程における「教職に関する科目」【2017・2018年度入学者】
- ・ キャリアデザイン科目群の授業科目のうち卒業要件単位として認められない科目
- ・ 国際交流科目群の授業科目のうち卒業要件単位として認められない科目（「留学対策科目」と「留学準備演習」）
- ・ データサイエンス科目群の授業科目のうち卒業要件単位として認められない科目【2017・2018年度入学者】

C

2年次から3年次への進級基準

2年次から3年次へ進級するには、基礎科目、専門科目、自由設計科目のそれぞれについて、2年次終了までに**第3表**に示す所定の単位を修得していなければならない。

第3表 進級基準

分野	区 分		規定単位数
	語学	英語 第二外国語	
基礎科目	初年次教育科目	ビジネス概論Ⅰ・Ⅱ	4
		データ分析Ⅰ・Ⅱ	4
	ゼミナール	2年次ゼミナール	4
専門科目	専門基礎科目		8
	専門選択科目		8
自由設計科目	教養科目		10
計			48

(注)

【第3表の注意事項】

(注) 専門基礎科目の規定単位数を超えて修得した単位は、進級に必要な教養科目の単位数（10単位）に充当することができる。